

第3回霧島市働く女性の家運営委員会 要旨

開催日時	令和6年5月31日(金) 15:00~16:30		
開催場所	霧島市働く女性の家2階 研修室(洋室)		
出席委員	徳永委員、金委員、副田委員、崎浜委員、前野委員、山口委員、武田委員、池田委員、鶴ヶ野委員、長谷場委員(代理)、池田委員 以上11人		
事務局	小松商工観光部長、立野商工振興課長、徳田商工観光施設課長、松崎主幹兼施設管理グループ長、有馬施設管理グループサブリーダー、泊口主査、永森保育士 以上7人		
公開・一部非公開又は非公開の別	公開	傍聴人数	4人
議 事			
<p>(1) 霧島市の相談事業について</p> <p>(2) これまでの振返り及び協議</p>			
<p>審議結果などの概要 園：会長 園：委員 事：事務局</p>			
◇議 事			
(1) 霧島市の相談事業について			
→事務局から、霧島市の相談事業について、資料に沿って説明。			
委員からの質問・意見等は次のとおり。			
園 男女共同参画に関わる窓口は、具体的にどこになりますか。			
事 総合的な調整担当課は市民課になります。			
園 (この施設が)男女共同参画に関わる窓口として、ある種の入口としての役割がもっと明確にあってもいいのではというのが率直な感想です。			
園 他の様々な部署で相談をされているということですが、この施設に持ってきてできるものがあるとした場合、持ってくるためのコンセプトがないと意味がないと思いますが、どうですか。			
事 現在の条例においても、働く女性の家で実施する事業として、職業に関する相談及び指導、職業生活及び家庭生活に関する講習会等の開催が規定されています。利活用だけを考えるのではなく、利便性も合わせて、市役所内連携を図りながら検討を進めて参りたいと思います。			
園 男女共同参画についての入口の施設になったらいいのではないかという意見と、市の様々な相談業務の中から、ここで実施するという部分をもっと鮮明に打ち出せないかという意見だったと思います。			
(2) これまでの振返り及び協議			
→事務局から、これまでの振返り及び協議について、資料に沿って説明。			
委員からの質問・意見等は次のとおり。			
園 この施設の利用については、二つの方向があるのかなと理解しまして、一つは、今までの役割を続けていけばいいのかなと思います。もう一つは、相談窓口や講座の利用だと思っています。例えば男女共同参画をメインにやるとして、我々の会社の取り組みなどが参考に			

なるのであれば、紹介するスペースがあってもいいのかなと思いました。他の企業とか団体も、そのようなものがあると相互に参考になります。

園 民間の企業では、昔は女性活躍というテーマでいろいろな取り組みをされていたのが、今は男女共同参画と名称を変えて、個々の企業さんでいろいろな取り組みをされているということを少し紹介できるようなところになったらいいなというご意見だったと思います。

園 大きく二つ方向性があると思います。カウンセリングみたいなものにフォーカスをするとか、パワーバランスも増やしていくような方向に行くのならば、やはり男女共同参画みたいな話になるかなと思います。これをしっかり入れていくのであれば、市民課を巻き込む必要があるのではないかな。一方で、それが本当に厳しいならば、今の余暇とかレクリエーションの方を特化するような、そういう二つの方向があるのではないかなと思いました。

園 方向性として、コンセプト的なところを、どちらに行くのかという部分なのかと思います。この施設は、他の霧島市の施設と比べると、非常に交通の便のよい場所にあって、加えて、体育施設、調理施設、懇談できる会議室を持っている。絶好の場所にそういった空間があるという強みを、どのように生かしていくのかというところが一つのポイントなのかなと思いました。そういう意味では、冒頭での、条例を変えていかなければという部分は、皆さん同じ意見だと思います。その一つのポイントがこの名称だと私は思っていて、「女性の家」となると、もうそこがテーマになってしまうので、男女共同参画という線はどうしても打ち出していかなければならないのではないかなという部分もありますし、「勤労者」と限定してしまうと、これもまた市民全般的に利用できなくなるような、弊害になるような部分も出てくるので、慎重に判断しなければならないと思います。最後に事務局の方から「ふれあい」みたいな、ちょっとやわらかいイメージの名称も出てきましたけど、やはり、誰が聞いても、みんなあそこに行って、あそこを活用できるんだなあという、弊害にならないネーミングは絶対かなと思いますので、その辺りをまた検討していただければと思います。

園 定期講座での「同一講座の受講は4回まで」という決まりは、これからも変わることはないのでしょうか。一応、同好会はやっているが、(定期講座の期間はできなくなるため)ずっと体のために続けていらっしゃる方にとって、2カ月というのはすごく長く感じられるみたいです。(回数制限を決めた時の)会と一緒に講師として参加していた方たちが、「私たちは生徒さん自体が少ないので、これが新規ばかりになってくると、もう4回参加された生徒さんが私の講座には来られなくなります。そうなったときに、また新しい講師の方が来てくれたら講座を続けられますけど、そういうニーズになると、それは開講できなくなる。」とおっしゃっていた先生方が、もう今いらっしゃる。どうなのかなと思います。

事 講座には、どうしても定員があって、広く受けてもらいたいという公平性の観点で、4回受講までという制限をさせてもらっています。今日のところは結論を出せませんが、このようなご意見があったことは踏まえていきたいです。講座をきっかけに、今度は自主グループの方で活動を続けてもらって、この施設を使ってもらっているというのが現状かなと思うところです。

園 一つ言えるのは、参加したいのに参加できないといった制約は、もうこの時代、取り払っていただくというような部分もあるのかなと思います。また、せっかく調理室があるのに飲食できませんとか、下の談話コーナーでしか水もジュースも飲めませんか、この施

設そのもので決まっている制約的なところは、時代に合わせて、また利用する人たちのニーズに合わせて、中身のルールも変えていくことも必要かなと思います。

Ⓔ 1回目の資料の中の施設の利用状況について、利用者別の区分は実際の利用状況であるのか教えていただきたい。

Ⓢ 実際の利用申請ごとに、表の区分通りの実績表を記入していただいているので、適当な数字ではなく、そのとおりの実績です。

Ⓔ 勤労女性より、その他の方が多い利用実態があるのであれば、「勤労女性」という機能にこだわる必要もない。ただ、勤労を外すことによって、今まで利用してきた方々の利用できる回数が減る。そこをどう今後考えるかだと思う。利用促進に重きを置くのであれば、今まで使っていた方が利用しにくくなるのはやむを得ないという面もある。条例上、みんなで使えるような名称にしておきつつ、実はちょっと勤労者を優先するという運用をするのか。そこはうまく説明しないとトラブルになるので、今後検討されるのだろうかと思いました。

Ⓢ 先ほど施設名称のところでお話した通り、県外の例で、名称に勤労を入れずに、勤労支援は規定の中に盛り込んで運用しているということも視野に入れて、名称変更も考えていきたいと思っております。

Ⓔ 働く女性の家の条例の中で、そこを拡充していくために条例改正していくとなれば、たぶんこの運営委員会の中で、ある程度のものを決めていけると思うが、例えば、条例の廃止など、まったく違うものになっていくとなった場合、この運営委員会の中で、どこまで方向性を持っていくのかということも議論していくべきではないかと思います。

Ⓢ あくまで会は、働く女性の家の運営を充実させていこうということで、今回は条例改正を念頭に置いて、男女の区別なく利用できる施設へということで、今皆さんに協議いただいております。当初事務局としては、勤労ということに重きを置いてはありましたが、規定の中で勤労支援を引き継いでいって、幅広く、名称に出さずにということも含めて検討していきたいという考えを持っておりますが、全く違った施設にしていくということになっていきますと、もうこの働く女性の家運営委員会の範疇ではなくなるのかなというところもありあすので、今のところは、商工観光部として、この施設の見直しを考えていくに当たりましては、やはりワーク・ライフ・バランスということをコンセプトにということで申し上げます。勤労支援とともに、家庭生活支援ということも踏まえて、当然、男女共同参画の視点も踏まえながらということで、利用促進を図っていきたい。そして、施設の条例改正を目指したいと考えておりますので、この目的から全く違った施設になるのであれば、またこの会とは別な協議になっていくと事務局では考えております。

Ⓔ 「女性」ということから「男女共同参画」というコンセプトが主になってくるというのが今の相対的なお話ではないかと認識しました。

Ⓔ 資料に出ている太宰府の男女共同参画センターは、元は働く婦人の家だった。そこが働く女性の家の条例を改正したのか、廃止して新たに参画センターというものを作ったのか、その辺りがわかれば、方向性ややり方についても見えてくるのではないかと思う。わかる範囲で調べていただきたい。

Ⓢ 経緯は調べていませんが、主管課としては人権の担当課が最初から持っていて、そのまま男女共同参画センターに移っていったところまでは情報を得ているところです。

Ⓔ 鹿児島市の方の交流センターの部分は、男女共同参画の事業の下に付いている。明確に提示してある。ただ、霧島市については、男女共同参画の事業の中に、働く女性の家とい

うものは入っていないというのが事実です。今後は、男女共同参画ということを踏まえていくのであれば、男女共同参画という事業の中で、どういう位置づけにするのかも考えていかないと、ちょっとおかしくなるのではないかと思う。

☒ この振り返りシートで大体方向性はちょっとずつ決まってきたのではないかと思います。条例を廃止して、使いやすい施設にしてくださいというのが、皆さんの願いでもあります。今まで使っている方々の不満がどのようなものか集約していただいて、もうちょっと使いやすい施設にして欲しいというのが私たちの願いだった。本当によりよい施設になるように、年に1回のフェスタなど、いろいろなことができると思うので、ここを盛り上げていくということもやって欲しい。

☑ 現状でも、運用でカバーできることも十分あるかと思っております。これまでは飲食ができないとかありましたが、現状では調理実習室においては認めております。飲み物等について、今は熱中症を言われるような時代の中で、体調不良をおこすことのないようにということで、できることはやっていきたい。そして、講座などについても、実際今は女性だけということではあるのですが、条例改正云々前に、募集の仕方としてメニューによっては男性を入れて運用することもできるのではないかと思います。先行してやれると断言はできませんが、先に仕掛けていってもいいのではないかと考えています。

☒ 調理室で料理を食べたり、ここでお茶を飲んでもいいというのも誰も知らない。そういうPRもしていなければ使い方もされていない。どんどんPRして、使っていただくのが一番ではないかと思います。

☒ この施設そのものの認知度が余りにも低い。「女性の家」と看板にうたっているのに、その中でどんな施設があって、どのようなことができるのかというそのものを、市民がまだ知らないというところがあるので、それを知っていただく意味でも、条例改正の前に、イベント実施を試み、事例づくりをすることで、市民の認知度向上に繋がっていくのではないかと思います。そういった前向きな、具体的に何をするのかというところを、また皆さんの方からもご提案いただきながら、最終的には条例を変えて、名称を変えて、中身のやりにくいところを変えていくというのは当たり前ですが、事前にできることも、皆さんから提案いただきながらやっていけたらいいのではないかと思います。

☒ 今の話をするとき、ハードの話をしたいなと思っている。飲食がOKという張り紙がしてあるだけでは、認知度が広まっても使ってくれる人がいない。例えば、壁を取り払って、ラウンジと一緒に使えるという空間イメージを提示して、そのイメージを共有していかないと、施設として発展していかないのではないかと考えています。いきなりハード工事を始めるという話ではなく、ハードも合わせて議論するというのは大事かと思っています。

☒ 私の生徒さんたちが、不満とかわがままで言っているわけではなく、本当に素直な気持ちで、ここを使うこともありがたいなと思っていらっしゃる。以前、利用者のみんなでお金を出し合って扇風機を買ったことがある。この利用者の方たちのおかげで、今は当たり前に使わせていただいているが、その方達が今実際使えない。4回受講したらもう一生受講できないということではなく、一定期間開いたらまた申し込めるようにしてもらいたい。公民館講座は2～3年空いたらまた申し込みできるという決まりがあったりします。実際、駐車場がいっぱいになったら、市役所周辺駐車場にとめた場合は2時間過ぎてしまえばお金を払わないといけない。公民館講座は印鑑を押してもらったら免除だったりするので、ちょっと考えてもらえたらなと思います。

☑ 検討事項とさせていただきます。

園 最後は余談になりますが、他の地域では、料理の得意な方が市民を呼んで料理を作り、県の郷土料理を若い人たちへ伝承していこうという取り組みをされていた。プロ或いはベテランという人たちが、いろんな人たちに自分の持っている得意技を伝承していくような、そんな取り組みもここだったらできるのではないかと考えています。皆さんの前向きなご意見を承りながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。